

## 見附市選挙管理委員会告示第30号

任期満了により執行が予定されている見附市長選挙に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書きの規定により、見附市との他の投票区の区域内に住所を移した者について、選挙人名簿の登録の移替えを延期する期間を次のとおり定めた。

令和7年11月5日

見附市選挙管理委員会  
委員長 佐野 真砂子

登録の移替えを延期する期間

令和7年11月7日から  
令和7年11月30日まで